## 佐賀県告示第318号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 25 年 10 月 18 日から平成 25 年 11 月 18 日 まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 10 月 18 日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 相知山内線	武雄市山内町大字鳥海字古子 10167 番 1 地先から 武雄市山内町大字三間坂字小村甲 12400 番 2 地先まで	平成 25 . 10 . 18